

中央学院大学小林勝 20 条裁判における東京地裁に対して

「公正な判決を求める要請書」(緊急団体署名)の取り組みについての要請

中央学院大学非常勤講師の小林勝 20 条裁判闘争に対するご支援・ご協力に感謝と御礼を申し上げます。

2016 年 11 月に小林勝さんが中央学院大学を東京地裁に提訴して以来、2 年 4 ヶ月目の 2 月 18 日、結審し、5 月 30 日に判決となりました。

ご承知の通り、小林勝さんは 1993 年以来 26 年間、中央学院大学で非常勤講師として働き、専門科目以外の授業を持たされ専任教員以上に働いても、専任教員の 6 分の一の収入です。教授から専任教員化を約束されたが、不履行による差別は労働契約法違反であり、過去 3 年分の損害賠償を求めての裁判でした。

吉田前裁判長は「この事件は金銭解決によってではなく、小林さんの専任教員化で解決するのが妥当だ」とし、それを引き継いだ江原裁判長も「小林専任教員化」で解決を示唆。

原告・弁護団・支援する会は一貫して裁判所の態度を支持し闘ってきました。また、労契法 20 条裁判・当該組合の大学側との団体交渉・大学正門や我孫子駅・地裁前宣伝行動など大衆行動を三位一体の闘いとして展開してまいりました。

裁判所は「弁論準備」で大学側に解決を促し続けましたが、大学側はことごとくこれを拒否し「裁判の継続を主張し解決の引き延ばしを図ってきました。昨年 10 月と 11 月に開かれた証人尋問でも大学側の主張が次々と論破されました。

その後の裁判所の職権による「和解協議」でも裁判長の説得が続き、今年の 1 月 30 日になって大学側が突如として「和解案」を提示してきましたが、「昨年の 4 月 1 日から今年 3 月 31 日まで専任教員にし、そのまま退職」というもので定年まであと 2 年を残し辞めろという首切り提案で到底受け入れられないもので、裁判所の努力がありながらも決裂しました。非常勤講師として全国で働く仲間や労契法 20 条で闘う仲間たちのためにも勝利判決を取りに行くしかありません。

東京地裁民事 36 部本事件担当の江原裁判長に勝利判決を出させるために春闘や選挙闘争のさなかで大変だと思いますが、別紙「公正な判決を求める要請書」(緊急団体署名)を取り組んでいただくよう要請します。

【東京地方裁判所宛、団体署名】

第一次集約 2019 年 4 月 23 日、提出日 4 月 24 日

第二次集約 2019 年 5 月 14 日、提出日 5 月 15 日

* 返送及び問い合わせ先

〒101-0048 東京都千代田区司町 2-15-9 武蔵野ビル 2 階 NPO 労働相談室内

小林勝 20 条闘争を支援する会 TEL: 070-6576-2071 .FAX: 03-5577-7263

メール 20kobayashi20@gmail.com

ホームページ <http://20kobayashi20.com/index.html>